

住民監査請求の手引き

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、摂津市民の方が、市長(その他の執行機関、職員)による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は、公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです(地方自治法第242条)。

2 監査請求ができる場合

監査請求することができるのは、次にあげるような摂津市の財務会計上の行為があり、摂津市に損害をもたらす場合です。

(1)違法又は不当な

- ①公金(摂津市の管理に属する現金など)の支出
- ②財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- ③契約(購入、工事請負など)の締結、履行
- ④債務その他の義務の負担(借入など)

(2)違法又は不当に

- ①公金の賦課、徴収を怠る事実
- ②財産の管理を怠る事実

(3)上記(1)の行為が行われたことが相当の確実さで予測される場合

※なお、行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合((2)を除く)には、監査請求をすることはできません。但し、正当な理由がある場合には、1年を経過しても監査請求をすることができます。

3 監査請求の対象者及び請求方法

- (1) 監査請求できる方は、摂津市に住所を有する方(個人又は法人)です。
- (2) 監査請求は、摂津市職員措置請求書により申し出ることになっています。
- (3) 申出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。
- (4) 申出は、摂津市職員措置請求書を直接持参するか又は郵送してください。

4 監査請求後の手続き

- (1) 請求書が提出されましたら、監査委員が当該請求の要件審査を行い、受理又は却下の決定を行います。
- (2) 監査委員が請求書を受理した場合は、請求があった日から60日以内に監査を行います。その間において、新しい事実を証明する書面の提出と請求書の内容を補足説明するための陳述の機会を設けることになっています。
- (3) 監査の結果が出たら、監査請求された方に通知します(公表も行います)。
※ 監査の結果、監査委員が請求に理由があると認めた場合、必要な措置を講じるよう勧告することができます(勧告の内容は請求人に通知され、公表も行います)。

5 監査の結果に不服がある場合

住民監査請求の結果などに不服がある場合、裁判所に住民訴訟を提起することができます。住民訴訟は、住民監査請求を経ることが要件となっています。出訴期間は監査結果の通知などがあった日から30日以内です。